

大分市災害時多言語通訳サービス(オイタシ 재해시 다언어 통역 서비스) 圖 国際課(☎537-5719)
災害時に外国人や訪日観光客へコールセンターを通じた無料通訳サービスを提供しています。対応言語や利用方法など詳しくは、市☎をご覧ください。(오이타시에서는 외국인과 방일 관광객들에게 재해발생시의 콜센터 통역 서비스를 제공 하고 있습니다. 언어와 이용 방법 등 자세한 내용은 시 홈페이지를 참조하십시오.)



マーク・略語
時…日時・期間 場…場所 因…内容 講…講師 対…対象
定…定員 料…料金 持…持ち物 申…申込み その他
問…問い合わせ HP…ホームページ

環境イベントや募集の情報を市HPに掲載しています

環境保全活動を行う団体等による環境イベントや募集の情報をお知らせしています。掲載を希望する場合は、環境対策課(☎537-5758)へ。

募 集

「赤ちゃんの駅」登録施設募集

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援するため、外出先で授乳やおむつ替えなどを無料でできる施設(赤ちゃんの駅)を募集しています。詳しくは、子ども企画課(別館3階)に備え付けの実施要件確認書(市☎でダウンロード可)をご覧ください。同課(☎574-6516)へ。



統計に関する登録調査員募集

国と県が実施する各種統計調査において、統計調査員として調査票の配布・回収などを行う。
※調査ごとに、登録された人の中から調査への従事を依頼します。
市内に居住する20歳以上で、税務、警察、選挙などに直接関係のない人
各調査に従事した場合、報酬が支給されます。
申・問直接または電話で、総務課(本庁舎3階 ☎537-5795)へ。

子育てファミリー・サポート・センター会員募集

育児の手助けを受けたい「依頼会員」が手助けをしたい「援助会員」に、1時間当たり600円～700円を支払って、会員同士で援助し合うシステムです。なお、「援助会員」になるには、2日間の講習会(無料)の受講が必要です。
依頼会員:生後3カ月～小学生の子どもの保護者
援助会員講習会:2月5日(水)・6日(木) ※申込期限:1月24日(金)
他・問登録方法など詳しくは、子育てファミリー・サポート・センター(☎576-8246)へ。

産前産後期間の国民健康保険税免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間、保険税を免除します(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)。対象は国民健康保険加入者で、出産日が5年11月以降の人です。
手続きに必要な書類など詳しくは、市☎をご覧ください。国保年金課(☎537-5736)へ。

償却資産の申告は1月31日(金)までに

個人・法人を問わず、商店や工場などを経営し、償却資産を市内に所有している人は、1月31日(金)までにその所有状況を7年度申告書として資産税課(第2庁舎3階 ☎537-7293)へ提出してください。

無料人権相談を行います

図2月5日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要
因相談内容:人権問題について
相談員:人権擁護委員
場・問人権啓発センター(ヒューレおおい) J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593

おおいた医療ネットをご利用ください

患者の同意のもと、地域の医療機関等がICTを活用して検査や薬などの診療情報を相互に共有・閲覧し、市民の健康を支えていく仕組みです。カードを見せることで診療情報を共有できるため、はじめて受診するときや救急時、災害時にも適切な治療・処置を受けることができます。
利用には、同意書の提出が必要です。同意書は参加医療機関や保健所などにパンフレットと一緒に設置しています(おおいた医療ネットワーク運営協議会☎からもダウンロード可)。詳しくは、同協議会(保健所2階)☎576-7150へ。



子育て支援中小企業を表彰しました

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる優良中小企業を表彰しました。
企業名:株式会社安東建設、株式会社佐藤塗工、株式会社タカフジ、株式会社地域科学研究所、株式会社とりのすかるがもこども園、株式会社平和建設、株式会社大和電業社、合同会社アイ・ジー・シー
問子ども企画課(☎574-6516)



解雇などで失業した人は国民健康保険税が軽減される場合があります

会社の倒産・解雇などで失業した人の国民健康保険税は、前年の給与所得を3割として算定します。
因持参品:雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知、本人確認書類、マイナンバーを確認できる書類
※離職日に65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知の離職理由番号が、11、12、21、22、23、31、32、33、34の人が対象です。
届出先:国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所
問国保年金課(☎537-5736)

システムメンテナンスのため証明書コンビニ交付サービスを一時休止します

因休止する証明書:①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③戸籍証明書(全部、個人事項証明書) ④戸籍利用登録申請 ⑤所得証明書 ⑥市民税・県民税課税証明書
時休止期間:1月10日(金)午後6時30分～14日(火)午前6時30分
問①～④ 市民課(☎537-5615) ⑤⑥ 税制課(☎537-5673)

都市計画変更の案を縦覧します

因都市計画公園(変更):下郡地区公園
時縦覧期間:1月15日(水)～29日(水)
他・場・問計画案に意見のある人は、縦覧期間内に直接または郵送、ファクス、メールで、都市計画課(本庁舎7階 〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5965 図536-7719 電537-5965 @city.oita.oita.jp)に意見書(市☎でダウンロード可)を提出することができます。

国民健康保険税などは所得申告時の社会保険料控除の対象です

◎納付額の確認
●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料…1月下旬に郵送する「納付済額のお知らせ」で確認してください。なお、40歳～64歳の人の国民健康保険税には介護保険料も含まれています。
※国民健康保険・後期高齢者医療制度加入前の保険税(料)については、加入していた医療保険の保険者(事業所など)で確認してください。
●介護保険料(65歳以上の人)…年金の源泉徴収票または領収証書等で納付済額を確認してください。
●国民年金保険料…社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を日本年金機構から郵送しています。申告には控除証明書または領収書の添付が義務付けられています。

◎納付額が分からない人には納付額確認書を発行します

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料…窓口に来る人の本人確認書類を持参して、国保年金課(本庁舎2階④番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。
●介護保険料(65歳以上の人)…長寿福祉課(本庁舎1階⑭番窓口)、各支所(鶴崎・植田市民行政センター)での発行は東部・西部保健福祉センター、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをください。
●国民年金保険料…大分年金事務所へお問い合わせください。
問国保年金課(☎537-5616)、長寿福祉課(☎537-5741)、大分年金事務所(☎552-1211 自動音声案内2→2)

無保険の人は早急に国民健康保険の加入手続きを

無保険の人で、国民健康保険の加入手続きが遅れた場合、最長で3年さかのぼって課税されます。加入手続きが遅れるほど一度に多額の保険税を納めることになりますので、無保険の人は今すぐ加入手続きをしてください。
問国保年金課(☎537-5736)

20歳になったら国民年金加入のお知らせが届きます

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。20歳になってからおおむね2週間以内に日本年金機構から加入のお知らせなどが届きます。加入のお知らせなどが届かない場合は、国民年金室(本庁舎1階⑩番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で加入手続きをください。なお、保険料納付が困難な場合は、免除制度がありますので、ご相談ください。

また、厚生年金や共済年金に加入中の人やその人に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は勤め先で手続きを行うため、窓口での手続きは不要です。
問国民年金室(☎537-5617)



▲国民年金の加入と保険料のご案内

4月から後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)で納める人へ

次の条件をすべて満たす場合、原則4月から年金天引きを開始します。対象者には3月中旬ごろ、特別徴収開始通知書を送付します。
●6年6月～9月に市で新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった場合
●被保険者が1年間に受け取る年金額が18万円以上で、被保険者の介護保険料が年金天引きの対象 ●被保険者の介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回の特別徴収の合計額が、1回の天引き対象年金額の2分の1以内(口座振替に変更したい人は)1月31日(金)までに窓口へお申し出ください。
※支払い方法変更の際には、口座の通帳または口座番号が確認できるもの・通帳印が必要です。
問国保年金課(☎537-5736)

住居表示案を公示します

光吉新町地区、光吉台地区、高城団地地区、高城台地区を11月8日(土)から新住居表示に変更する予定です。その町界・町名変更案を本庁舎正面玄関の掲示板に公示します。
時期間:1月15日(水)～2月14日(金)
問市民協働推進課(☎537-7250)

住居表示実施地区内に建物を新築(改築)したときは申請が必要です

因実施地区内での新築・玄関(出入口)の位置が変わる改築等
他・問詳しくは、市☎をご覧ください。市民協働推進課(☎537-7250)へ。

空き家対策セミナー・空き家相談会を行います

①空き家対策セミナー
時1月26日(日) 午前10時～10時40分
因空き家の売却・管理について
定50人(先着順)
申期限:1月24日(金)
②空き家相談会
時1月26日(日) 午前11時～午後2時
因空き家の管理、売買・賃貸、リフォーム、相続、解体等の相談
場J:COM ホルトホール大分2階 201・202会議室
因空き家の所有者・管理者、将来空き家になる可能性がある家屋を所有している人
他・問①は事前申込みが必要で、②は当日先着順です。詳しくは、住宅課(☎585-6012)へ。

国保加入者で5年5月7日までに新型コロナウイルス陽性となった人へ

新型コロナウイルス感染(または発熱等の症状があり感染の疑いによる療養)のため4日以上労務に服することができず、給与の支払いを受けられなかった被用者(個人事業主は除く)に対して、傷病手当金を支給します。
他・問申請方法など詳しくは、市☎をご覧ください。国保年金課(☎537-5735)へ。